

上越市告示第 11 号

上越市霊園条例（平成 16 年上越市条例第 93 号）第 7 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したので告示する。

令和 8 年 1 月 15 日

上越市長 小 菅 淳 一

記

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者として指定する団体の所在地及び名称並びに指定期間

公の施設の名称	指定管理者として指定する団体		指定期間
	所在地	名称	
釜塚共同墓地	上越市板倉区釜塚 63 番地	釜塚共同墓地管理組合	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで